

新居浜市人事行政の運営等の状況について

目 次

第 1	職員の任免に関する状況	
1	職員の任免状況	2
2	採用試験の実施状況	2
第 2	職員の給与及び職員数の状況	
1	総括	3
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	4
3	一般行政職の級別職員数等の状況	5
4	職員手当の状況	6
5	特別職の報酬等の状況	1 1
6	職員数の状況	1 1
7	職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	1 3
8	公営企業職員の状況	1 5
第 3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
1	勤務時間	2 3
2	休暇	2 3
第 4	職員の分限及び懲戒処分の状況	
1	分限処分	2 4
2	懲戒処分	2 4
第 5	職員のサービスの状況	
1	年次有給休暇の取得状況	2 4
2	育児休業等の取得状況	2 5
第 6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
1	研修の状況	2 5
2	勤務成績の評定の状況	2 5
第 7	職員の福祉及び利益の保護の状況	
1	福利厚生制度に係る負担状況	2 5
2	公務災害等の状況	2 6
第 8	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	2 6
第 9	職員の不利益処分に関する不服申立ての状況	2 6

新居浜市人事行政の運営等の状況について

【平成30年度】

「地方公務員法」第58条の2及び「新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、新居浜市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、新居浜市総務部人事課（電話0897（65）1213）までお問い合わせください。

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況 (単位：人)

区 分		採 用	退 職		
			定 年	早 期	自己都合 その他
一 般 行 政 職	事 務	15	9	2	3
	土 木	1	—	—	—
	電 気	—	2	—	—
	機 械	—	—	—	—
	建 築	2	—	—	—
	化 学	1	1	—	—
	情 報	—	—	—	—
保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭		4	2	—	1
保 健 師		4	2	—	—
学 芸 員		—	—	—	—
消 防 職 員		4	4	1	—
司 書		—	—	—	—
船 員		—	1	—	—
調 理 員		—	—	—	—
計		31	21	3	4

(注) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況 (平成29年度)

種 類	区 分	内 容	職 種 等
採用試験	大 学 卒	《 1 次 試 験 》	事務、土木、電気、建築、保育士・幼稚園教諭、心理判定員、保健師、消防職員、学芸員
	短 大 卒	筆記試験	
	高 校 卒	《 2 次 試 験 》	
	障 が い 者	作文、集団討論	
	職 務 経 験 者	個別面接	

第2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)28年度 の人件費率
29年度	120,915人	496億8,463万円	10億5,322万円	77億427万円	15.5%	16.3%

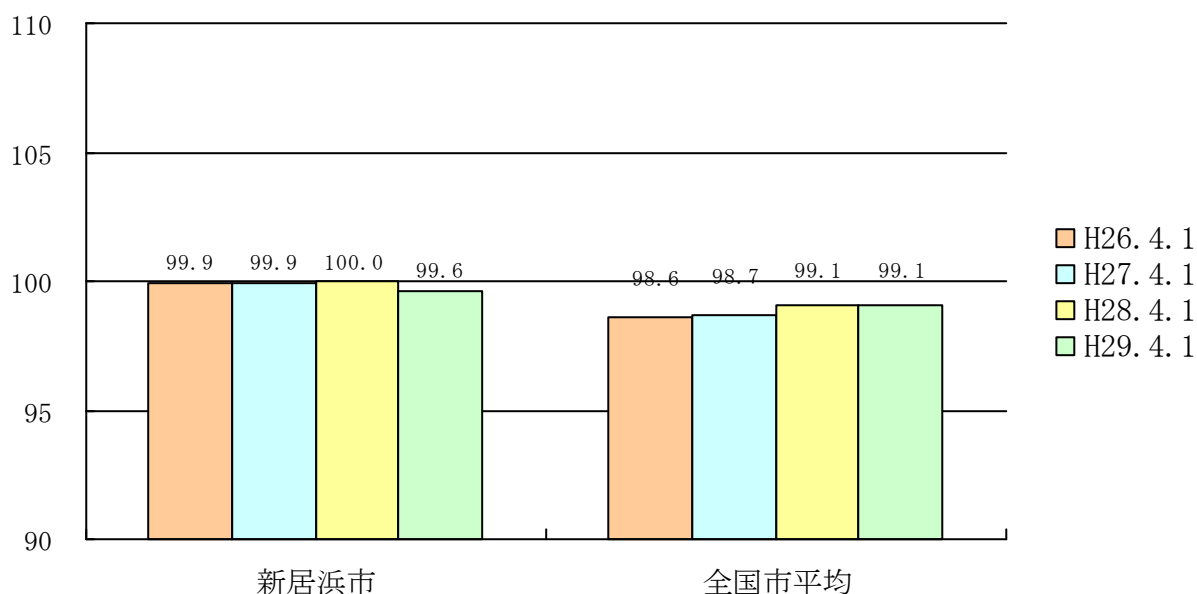
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	783人	31億991万円	6億1,887万円	12億4,417万円	49億7,295万円	635万円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	43.6歳	334,749円	402,924円
愛媛県	44.2歳	331,678円	419,990円
国	43.5歳	329,845円	410,940円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	55.9歳	364,565円	373,550円
うち学校給食員	55.3歳	363,924円	370,780円
うち自動車運転手	59.5歳	380,600円	442,000円
愛媛県	52.7歳	334,994円	370,822円
国	50.7歳	286,817円	328,637円

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		新居浜市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	186,524円	179,200円
	高校卒	147,100円	152,090円	147,100円
技能労務職	高校卒	147,100円	145,063円	—
	中学卒	136,200円	129,402円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

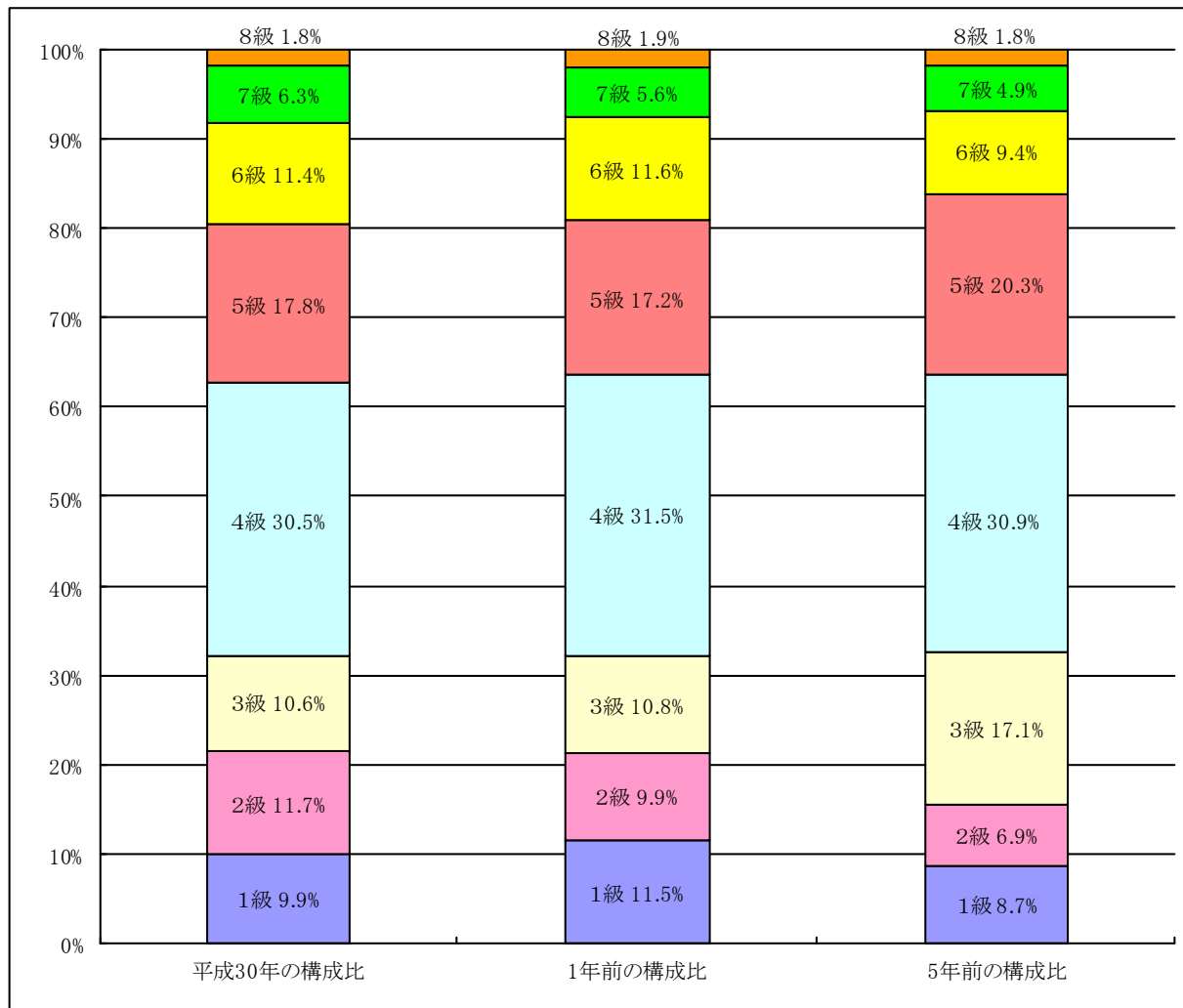
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,850円	360,030円	381,633円	401,175円
	高校卒	225,500円	323,800円	358,800円	374,000円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	51人	9.9%	142,600円	247,100円
2級	上級主事	60人	11.7%	192,700円	303,800円
3級	主任	54人	10.6%	228,900円	349,600円
4級	係長、主査	156人	30.5%	262,000円	380,600円
5級	副課長	91人	17.8%	288,000円	392,600円
6級	課長、主幹、技幹	58人	11.4%	318,500円	409,800円
7級	次長	32人	6.3%	362,300円	444,500円
8級	部長	9人	1.8%	407,700円	468,200円
合計		511人	100.0%		

(注) 1 新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新居浜市	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 154万2千円	1人当たり平均支給額 (平成29年度) 160万0千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

新居浜市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし	あり*	その他の加算措置	なし	あり*
*定年前早期退職特別措置(2~45%加算)			*定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
1人当たり平均 支給額 32万4千円 2,227万1千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)			58万4千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			58万4千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	1人	20%
香川県高松市	6%	0人	6%

(注) 地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。(平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。)

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)		4,407万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		10万8千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)		46.0%	
手当の種類 (手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当 (甲)	差押物件の引揚げに従事した職員	0千円	1件 920円
” (乙)	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	15万4千円	日額 370円
生活保護業務手当	生活保護に関する業務に従事した職員	168万5千円	日額 380円
福祉施設勤務手当 (甲)	東新学園及び慈光園に勤務する職員 (以下「福祉施設勤務職員」という。) で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の全部を含む勤務であるもの	92万0千円	1勤務 2,500円
” (乙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の一部を含む勤務であるもの	44万8千円	1勤務 800円
” (丙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事したもの	18万3千円	1勤務 170円
死亡人処理手当	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	270万0千円	1件 12,000円
防疫作業手当	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	0千円	日額 980円
火葬業務手当 (甲)	火葬業務に従事した職員 (斎場に勤務する職員を除く。)	0千円	1体 3,000円
” (乙)	斎場に勤務する職員で、火葬、葬儀等の業務に従事したもの	0千円	日額 750円
犬ねこ等死体処理手当	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	6千円	1体 500円
清掃施設勤務手当 (甲)	衛生センターに勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又はし尿の処理等の作業に従事したもの	76万0千円	日額 820円
” (乙)	清掃センター及び最終処分場に勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの	124万2千円	日額 720円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	6万0千円	日額 180円

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
乗船手当 (甲)	渡海船の船長として乗船勤務した職員	12万6千円	1 勤務 260円
” (乙)	渡海船の機関長として乗船勤務した職員	11万2千円	1 勤務 220円
災害出動手当 (甲)	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	253万1千円	1 時間 2,730円
” (乙)	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	1,304万6千円	1 時間 2,130円
死亡人処理手当 (技能労務職)	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	0千円	1 件 12,000円
防疫作業手当 (技能労務職)	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	0千円	日額 980円
乗船手当 (技能労務職)	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員	0千円	1勤務 160円
災害出動手当 (甲) (技能労務職)	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	0千円	1 時間 2,730円
” (乙) (技能労務職)	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	0千円	1 時間 2,130円
犬ねこ等死体処理手当 (技能労務職)	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	0千円	1 体 500円
消防業務手当	連続して8時間消防業務に従事した職員	1,269万6千円	1 回 430円
災害出場手当	消火又は救助活動に従事した職員	102万9千円	1 回 500円
救急業務手当	傷病者の搬送業務に従事した職員	608万5千円	1 回 410円
高所作業手当	高所作業 (訓練を除く。)に従事した職員	5万4千円	1 回 460円
潜水作業手当	潜水作業 (訓練を除く。)に従事した職員	19万0千円	1 回 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成29年度決算)	1億6,350万0千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	26万0千円
支給実績 (平成28年度決算)	1億5,744万8千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	25万1千円

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支 給 実 績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 ・特定扶養加算(16歳～22歳) 5,000 円 父母等1人につき 6,500 円	同 じ	9,971万3千円	245,599円
住 居 手 当	借家居住者 支給限度額 27,000 円 持家居住者 3,500 円	異 なる 国 持家居住者 支給なし	5,596万1千円	113,281円
通 勤 手 当	交通機関利用者(JR、バス等利用者) 支給単位期間(最長6か月間)の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額(月額) 55,000 円 交通用具利用者(自動車、バイク等利用者) 通勤距離(片道)により支給 2 km以上 ～ 5 km未満 2,500 円 5 km以上 ～ 10 km未満 4,200 円 10 km以上 ～ 15 km未満 7,100 円 15 km以上 ～ 20 km未満 10,000 円 20 km以上 ～ 25 km未満 12,900 円 25 km以上 ～ 30 km未満 15,800 円 30 km以上 ～ 35 km未満 18,700 円 35 km以上 ～ 40 km未満 21,600 円 40 km以上 ～ 45 km未満 24,400 円 45 km以上 ～ 50 km未満 26,200 円 50 km以上 ～ 55 km未満 28,000 円 55 km以上 ～ 60 km未満 29,800 円 60 km以上 31,600 円	異 なる 国 交通用具利用者 2 km 以上 ～ 5 km 未 満 2,000 円	2,633万4千円	45,325円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000 円 次長級 66,000 円 課長級 57,000 円 主幹・技幹級 47,000 円 副課長級 39,500 円	同 じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	15,473万7千円	595,141円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日又は休日 に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回 の額	同 じ	273万1千円	227,554円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支 給 実 績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,200円/1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	4,416万8千円	480,082円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	912万9千円	98,161円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100 km以上 ～ 300 km未満 8,000円 300 km以上 ～ 500 km未満 16,000円 500 km以上 ～ 700 km未満 24,000円 700 km以上 ～ 900 km未満 32,000円 900 km以上 ～ 1,100 km未満 40,000円 1,100 km以上 ～ 1,300 km未満 46,000円 1,300 km以上 ～ 1,500 km未満 52,000円 1,500 km以上 ～ 2,000 km未満 58,000円 2,000 km以上 ～ 2,500 km未満 64,000円 2,500 km以上 ～ 70,000円	同じ	117万6千円	392,000円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額額の合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	141万4千円	282,797円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額又は報酬月額	平成29年度期末手当支給割合
市 長		956,000 円	3.30 月分
副 市 長		780,000 円	3.30 月分
議 長		572,000 円	3.30 月分
副 議 長		518,000 円	3.30 月分
議 員		482,000 円	3.30 月分
退職 手 当	市 長 副 市 長	≪算定方式、1期の手当額及び支給時期≫ 956,000 円×在職月数 48 月×35/100=1,606 万 800 円（任期ごと） 780,000 円×在職月数 48 月×25/100= 936 万円（任期ごと）	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

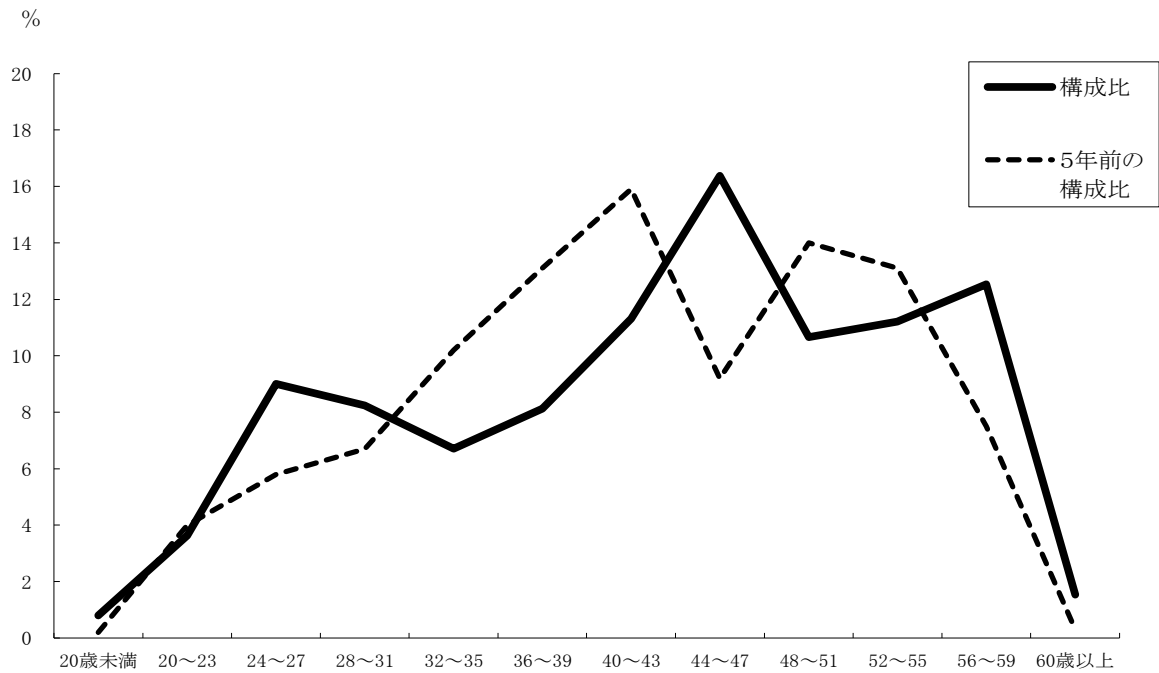
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成 29 年	平成 30 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	9	9		
	一 般	156	147	△9	国体終了による業務廃止など
	行 政	54	56	2	滞納整理機構への派遣など
	民 生	147	152	5	待機児童解消に向けた保育士増員など
	衛 生	53	54	1	子育て世代包括支援のため保健師増員
	部 門	2	2		
	農 水	25	26	1	鳥獣対策のため増員
	商 工	18	19	1	東予東部圏域博覧会開催のため増員
	土 木	100	102	2	空き家対策推進のため増員など
	計	564	567	3	
教 育 部 門	93	93			
消 防 部 門	134	134			
小 計	791	794	3		
公 営 会 企 業 部 な 門 ど	水 道	32	32		
	交 通	7	6	△1	欠員不補充
	下 水 道	18	18		
	そ の 他	59	60	1	育児休業者による加配職員の増員
小 計	116	116	0		
合 計	907	910	3		
	[956]	[956]	[0]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	33人	82人	75人	61人	74人	103人	149人	97人	102人	114人	14人	910人
割合	0.8%	3.6%	9.0%	8.2%	6.7%	8.1%	11.3%	16.4%	10.7%	11.2%	12.5%	1.5%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	563	562	565	562	564	567	4 (0.7%)
教育	91	90	93	91	93	93	2 (2.2%)
消防	129	129	130	133	134	134	5 (3.9%)
普通会計計	783	781	788	786	791	794	11 (1.4%)
公営企業等会計計	112	112	110	112	116	116	4 (3.6%)
総合計	895	893	898	898	907	910	15 (1.7%)

(注) 平成25年及び平成26年の教育部門には、教育長を含みます。

7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（平成30年4月1日現在）

(1) 行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	111	12.8	主事	81	111	12.8	主事級
				機関長	1			
				保健師	9			
				保育士	18			
				幼稚園教諭	1			
				学芸員	1			
計	111							
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	106	12.1	主事	79	106	12.1	上級主事級
				保健師	9			
				保育士	7			
				専門員	11			
計	106							
3級	主任の職務	107	12.2	主任	105	107	12.2	主任級
				船長	1			
				機関長	1			
計	107							
4級	係長又は主査の職務	283	32.3	係長	162	283	32.3	係長級
				担当係長	1			
				船長	3			
				館長	1			
				主査	116			
計	283							
5級	副課長の職務	139	15.8	副課長	108	139	15.8	副課長級
				副所長	9			
				副室長	2			
				副園長	2			
				副館長	1			
				事務局次長	4			
				園長	11			
				所長	1			
				班長	1			
				計	139			
6級	課長の職務	81	9.2	課長	30	81	9.2	課長級
				所長	4			
				室長	1			
				園長	2			
				分署長	1			
				参事	6			
				場長	1			
				主幹	32			
				技幹	4			
				計	81			

7 級	次長の職務	39	4.4	総括次長 次長 事務局長 会計管理者 署長 技術監	9 22 3 1 2 2	39	4.4	次長級
				計	39			
8 級	部長の職務	11	1.2	部長 事務局長 消防長 局長	7 2 1 1	11	1.2	部長級
				計	11			
—	合計	877	100	—	—	—	—	—

(2) 技能労務職給料表

職務 の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1 級	運転士、甲板員、用務員又は 調理員の職務	0	0		0	0	0	技能労務職
				計	0			
2 級	相当の技能又は経験を必要 とする業務を行う運転士、甲 板員、用務員又は調理員の職 務	2	7.7	専門員	2	2	7.7	
				計	2			
3 級	高度の技能又は経験を必要 とする業務を行う運転士、甲 板員、用務員又は調理員の職 務	0	0		0	0	0	
				計	0			
4 級	特に高度の技能又は経験を 必要とする業務を行う運転 士、甲板員、用務員又は調理 員の職務	24	92.3	運転士 調理員	1 23	24	92.3	
				計	24			
—	合計	26	100	—	—	—	—	—

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)28年度の 総費用に占める 職員給与費比率
29年度	15億7,791万5千円	2億3,861万1千円	2億5,041万9千円	15.9%	17.5%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	35人	1億2,762万8千円	2,424万1千円	5,021万1千円	2億208万0千円	577万4千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市水道事業	45.0歳	341,573円	351,572円

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

新居浜市水道事業	新居浜市(企業職員を除く)
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 153万5千円	1人当たり平均支給額 (平成29年度) 154万2千円
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成30年4月1日現在）

新居浜市水道事業			新居浜市（企業職員除く）		
（支給率）	自己都合	早期・定年	（支給率）	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	なし	あり※	その他の加算措置	なし	あり※
※定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)			※定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均 支給額			1人当たり平均 支給額		
支給なし			32万4千円 2,227万1千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
香川県高松市	6%	0人	6%

④特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		41万8千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		2万5千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		53.1%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給 単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	35万3千円	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼出しを受け出動した職員	6万5千円	1回 2,000円 又は1,000円 (勤務開始時間による)
停水処分手当	停水処分に従事した職員	0千円	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	0千円	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	0千円	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	1,211万0千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	67万3千円
支給実績（平成28年度決算）	1,426万6千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	51万0千円

⑥その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ・特定扶養加算(16歳～22歳) 5,000円 父母等1人につき 6,500円	同じ	304万8千円	254,000円
住居手当	借家居住者 支給限度額 27,000円 持家居住者 3,500円	異なる 国 持家居住者 支給なし	183万6千円	122,400円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 2 km以上 ～ 5 km未満 2,500円 5 km以上 ～ 10 km未満 4,200円 10 km以上 ～ 15 km未満 7,100円 15 km以上 ～ 20 km未満 10,000円 20 km以上 ～ 25 km未満 12,900円 25 km以上 ～ 30 km未満 15,800円 30 km以上 ～ 35 km未満 18,700円 35 km以上 ～ 40 km未満 21,600円 40 km以上 ～ 45 km未満 24,400円 45 km以上 ～ 50 km未満 26,200円 50 km以上 ～ 55 km未満 28,000円 55 km以上 ～ 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円	異なる 国 交通用具利用者 2 km以上～ 5 km未満 2,000円	129万7千円	61,762円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	512万2千円	569,111円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支 給 実 績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回の額	同 じ	30万5千円	33,889円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,200円/1回	同 じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同 じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同 じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100 km以上 ～ 300 km未満 8,000円 300 km以上 ～ 500 km未満 16,000円 500 km以上 ～ 700 km未満 24,000円 700 km以上 ～ 900 km未満 32,000円 900 km以上 ～ 1,100 km未満 40,000円 1,100 km以上 ～ 1,300 km未満 46,000円 1,300 km以上 ～ 1,500 km未満 52,000円 1,500 km以上 ～ 2,000 km未満 58,000円 2,000 km以上 ～ 2,500 km未満 64,000円 2,500 km以上 ～ 70,000円	同 じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額額の合計額に100分の6を乗じて得た額	同 じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)28年度の 総費用に占める 職員給与費比率
29年度	1億7,629万9千円	6,735万3千円	4,504万7千円	25.6%	22.9%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	5人	2,132万6千円	289万円	894万7千円	3,316万3千円	663万3千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市工業用水道事業	49.6歳	364,410円	372,310円

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員を除く）
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 179万0千円	1人当たり平均支給額 (平成29年度) 154万2千円
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成30年4月1日現在）

新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員除く）
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

③地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
香川県高松市	6%	0人	6%

④特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		11万8千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		5万9千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		40.0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給 単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	11万7千円	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼出しを受け出動した職員	1千円	1回 2,000円 又は1,000円 （勤務開始時間による）
停水処分手当	停水処分に従事した職員	0千円	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	0千円	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	0千円	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	46万4千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	15万5千円
支給実績（平成28年度決算）	4万8千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	2万4千円

⑥その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ・特定扶養加算(16歳～22歳) 5,000円 父母等1人につき 6,500円	同じ	55万2千円	184,000円
住居手当	借家居住者 支給限度額 27,000円 持家居住者 3,500円	異なる 国 持家居住者 支給なし	16万8千円	42,000円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 2 km以上 ～ 5 km未満 2,500円 5 km以上 ～ 10 km未満 4,200円 10 km以上 ～ 15 km未満 7,100円 15 km以上 ～ 20 km未満 10,000円 20 km以上 ～ 25 km未満 12,900円 25 km以上 ～ 30 km未満 15,800円 30 km以上 ～ 35 km未満 18,700円 35 km以上 ～ 40 km未満 21,600円 40 km以上 ～ 45 km未満 24,400円 45 km以上 ～ 50 km未満 26,200円 50 km以上 ～ 55 km未満 28,000円 55 km以上 ～ 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円	異なる 国 交通用具利用者 2 km以上～ 5 km未満 2,000円	11万5千円	57,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	156万0千円	780,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日又は休日 に勤務した場合等に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回 の額	同じ	0千円	0円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等 に宿直又は日直を行った場合に支給 4,200円/1回	同じ	0千円	0円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100 km以上～300 km未満 8,000円 300 km以上～500 km未満 16,000円 500 km以上～700 km未満 24,000円 700 km以上～900 km未満 32,000円 900 km以上～1,100 km未満 40,000円 1,100 km以上～1,300 km未満 46,000円 1,300 km以上～1,500 km未満 52,000円 1,500 km以上～2,000 km未満 58,000円 2,000 km以上～2,500 km未満 64,000円 2,500 km以上～70,000円	同じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため最高40日)
	病気休暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害、通勤災害の場合は3年を超えない範囲で必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 [主な休暇] 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇など	公民権の行使 必要と認められる期間 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで 産後休暇 出産後8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（平成29年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	10	—	10
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	10	0	10

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（平成29年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	—	—	—	—	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0
部下職員の懲戒処分について管理責任者としての適正を欠いていた場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	0	0	0

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況（平成29年1月～平成29年12月）

	平均取得日数	平均取得率
平成29年取得状況	11.5日	29.6%

2 育児休業等の取得状況（平成29年4月～平成30年3月）

(1) 育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	0人	12人
前年度から引き続き取得した者	0人	25人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	0人	0人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

基本研修	新規採用職員研修、1年経過職員研修、6年経過職員研修、主任昇任者研修、主査昇任者研修、係長昇任者研修 ほか
特別研修	人事評価研修、イクボス研修、政策形成研修、ブランド&広報戦略研修ほか
人権研修	人権・同和教育主担者養成研修、人権・同和教育職場研修 ほか
派遣研修	自治大学、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、愛媛県研修所 ほか

2 勤務成績の評定の状況

全職員を対象に、平成29年4月1日から平成29年9月30日まで、平成29年10月1日から平成30年3月31日までのそれぞれの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評価を受ける職員の上位の職位となる係長以上の職員が評価者として、職員の能力、勤務成績及び勤務態度等の評価を行い、評価者の上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成29年度）

共済組合への負担金	愛媛県市町村職員共済組合	11億5,843万7千円
〃	公立学校共済組合愛媛支部	4,472万6千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金		710万9千円
新居浜市職員互助会への負担金		1,066万8千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害の状況（平成29年度）

平成28年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外 件数	取下件数	平成29年度末現在 未処理件数
0件	3件	3件	0件	0件	0件

(2) 通勤災害の状況（平成29年度）

平成28年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外 件数	取下件数	平成29年度末現在 未処理件数
0件	1件	1件	0件	0件	0件

第8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度における公平委員会への措置要求の状況

平成28年度末 の係属件数	平成29年度中の 要求件数	平成29年度中の 終結件数	平成30年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成29年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成28年度末 の係属件数	平成29年度中の 申立件数	平成29年度中の 終結件数	平成30年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。